

麻薬年間届について

(1) 届出義務者

麻薬年間届は、麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設の場合は、麻薬施用者）及び麻薬小売業者が届け出てください。

(2) 届出内容

届出義務者は、その管理下にある業務所（病院、診療所、動物病院、薬局等）において、令和7年10月1日から令和8年9月30日までの間に所有し、譲り渡し（調剤、施用、使用し）、又は譲り受けた麻薬の品名、数量等について、令和8年9月30日現在で麻薬年間届を作成してください。

この期間において麻薬を所有しなかった場合も提出してください。

届出用紙は、県薬務課のホームページ「麻薬取扱者免許の手続き」内の「麻薬年間届について」からダウンロードできます。

神奈川県 麻薬免許 

(3) 届出期間

令和8年10月1日（木）～ 令和8年11月30日（月）

(4) 届出先及び届出方法

地域（業務所所在地）	届出先	届出方法
横浜市	各区の福祉保健センター 生活衛生課	年間届（紙）を窓口にて1部提出 （横浜市電子申請・届出システムによるオンライン届出を検討中）
川崎市、相模原市、横須賀市、 藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町※1	県薬務課 薬物対策グループ※2	年間届（紙）を窓口にて1部提出、 または年間届（PDF等）をe-kanagawa 電子申請システムにてオンライン 届出※3
上記市町以外（県域）	県保健福祉事務所・センター	

※1 川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市の保健所・支所等では麻薬年間届の受付ができません

※2 郵送の場合の送付先：〒231-8588 横浜市中区日本大通1

※3 ▼e-kanagawa 電子申請システム



(5) 届出にあたっての注意事項

ア 年間届の記載にあたっては、帳簿と実在庫を必ず突合し、誤りや漏れがないように注意してください。

イ 届出用紙裏面の記載上の注意や記載例を参照し、記入してください。

（問合せ先）

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課
薬物対策グループ

電話 045-210-4972（直通）